子育て及び介護期間中の職員の研修受講について　【県職員】

育児休業中及び長期の介護休暇中の職員も、研修受講が可能です。
その他の子育て及び介護関係休暇等取得中職員の個別事情についても、相談に応じています。
＜研修受講の手順＞

<table>
<tr><th></th><th>休暇・休業等</th><th>申込手続き等</th><th>服務上の手続き</th></tr>
<tr><td rowspan="5">子育て</td><td>育児短時間勤務</td><td rowspan="4">通常と同じ
〇一般研修：
研修センターから本人へ受講決定通知を送付
〇特別研修：
研修管理システムLeafより各自で申込み</td><td>終日受講の場合は
時間外勤務命令
（※４）</td></tr>
<tr><td>部分休業</td><td rowspan="3">終日受講の場合は
休業・休暇取消申請
（※４）</td></tr>
<tr><td>子育て支援部分休暇</td></tr>
<tr><td>育児休暇（育児時間）</td></tr>
<tr><td>育児休業</td><td>〇一般研修：
所属長から本人に意向を確認
〇特別研修：
本人が研修センターのＨＰ等で研修情報を確認
⇒受講を希望する場合は、所属長から人事課・人材マネジメント担当へ「研修受講申込書」（※３）を提出</td><td>任意受講</td></tr>
<tr><td rowspan="3">介護</td><td>介護時間</td><td rowspan="3">通常と同じ</td><td rowspan="3">終日受講の場合は
休暇取消申請
（※４）</td></tr>
<tr><td>第１号介護休暇（※１）</td></tr>
<tr><td>介護支援部分休暇（※５）</td></tr>
<tr><td></td><td>第１号介護休暇（※２）及び第２号介護休暇</td><td>〇一般研修：
所属長から本人に意向を確認
〇特別研修：
本人が研修センターのＨＰ等で研修情報を確認
⇒受講を希望する場合は、所属長から人事課・人材マネジメント担当へ「研修受講申込書」（※３）を提出</td><td>任意受講</td></tr>
</table>

※１：日単位で長期に継続して取得している場合を除く。（時間単位や日単位のうち隔日で取得している場合など）

※２：日単位で長期に継続して取得している場合に限る。

※３：年度当初に人事課・人材マネジメント担当から各所属へ送付。（職員ポータル内の全庁文書箱にも掲載）

※４：特別研修の受講については、翌年度以降の受講も含め、所属長と職員で相談の上、申込みをすること。

※５：介護支援部分休暇の取消は、幹事課を通じて人事課に協議が必要。